

流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定

1 改正の理由

消防法施行令の（昭和37年政令第36号）一部改正に伴う流山市火災予防条例（昭和37年流山市条例第12号。以下「条例」という。）で引用する同令の条項の番号のずれを改める。

2 改正の背景

平成22年5月に実施された公益法人事業仕分けにおいて、「検定対象品目」について自主検査・民間参入拡大に向けた「見直し」の評価結果が出されたこと等を背景に、平成23年12月の予防行政のあり方に関する検討会において「「今後の火災予防行政の基本的な方向について」を踏まえた対応について（報告）」が取りまとめられたことにより、消防法施行令第37条が改正され住宅用防災報知設備を含めた検定対象機械器具等が削除及び追加された。

これにより、条例第29条の4第4項で対象とする検定対象機械器具等を示す同令の条項の番号にずれが生じた。

3 改正の内容（主点）

条例第29条の4第4項関係

本項は住宅に設置する住宅用防災報知設備を構成する部分の技術上の規格について定めたものである。当該部分のうち検定対象機械器具等については、火災報知設備の感知器、発信機、中継器又は受信機等を対象としているが、これらの物を指し示すため引用している消防法施行令第37条第7号、第7号の2及び第7号の3がそれぞれ同条第4号、第5号及び第6号に改正された。

4 施行期日

平成26年4月1日

新

旧

(検定対象機械器具等の範囲)

第三十七条 (略)

一〜三 (略)

- 四 火災報知設備の感知器（火災によつて生ずる熱、煙又は炎を利用して自動的に火災の発生を感知するものに限る。）又は発信機
- 五 火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備（総務省令で定めるものを除く。以下次号までにおいて同じ。）に使用する中継器（火災報知設備及びガス漏れ火災警報設備の中継器を含む。別表第三において「中継器」という。）
- 六 火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備に使用する受信機（火災報知設備及びガス漏れ火災警報設備の受信機を含む。別表第三において「受信機」という。）
- 七 住宅用防災警報器

- 八 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- 九 スプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は泡消火設備（次号

削除

(検定対象機械器具等の範囲)

第三十七条 (略)

一〜三 (略)

- 四 消防用ホース
- 五 削除
- 六 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具（別表第三において「結合金具」という。）
- 七 火災報知設備の感知器（火災によつて生ずる熱、煙又は炎を利用して自動的に火災の発生を感知するものに限る。）又は発信機
- 七の二 火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備（総務省令で定めるものを除く。以下次号までにおいて同じ。）に使用する中継器（火災報知設備及びガス漏れ火災警報設備の中継器を含む。別表第三において「中継器」という。）
- 七の三 火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備に使用する受信機（火災報知設備及びガス漏れ火災警報設備の受信機を含む。別表第三において「受信機」という。）
- 八 漏電火災警報器

- 九 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- 十 スプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は泡消火設備（次号

において「スプリンクラー設備等」という。）に使用する流水
検知装置（別表第三において「流水検知装置」という。）

十| スプリンクラー設備等に使用する一斉開放弁（配管との接
続部の内径が三百ミリメートルを超えるものを除く。別表第三
において「一斉開放弁」という。）

十一| 金属製避難はしご

十二| 緩降機

（自主表示対象機械器具等の範囲）

第四十一条（略）

一| 動力消防ポンプ

二| 消防用ホース

三| 消防用吸管

四| 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消
防用吸管に使用するねじ式の結合金具

五| エアゾール式簡易消火具

六| 漏電火災警報器

別表第一（第一条の二―第三条、第三条の三、第四条、第四条の二
の二―第四条の三、第六条、第九条―第十四条、第十九条、第二
十一条―第二十九条の三、第三十一条、第三十四条、第三十四条
の二、第三十四条の四―第三十六条関係）

において「スプリンクラー設備等」という。）に使用する流水
検知装置（別表第三において「流水検知装置」という。）

十一| スプリンクラー設備等に使用する一斉開放弁（配管との接
続部の内径が三百ミリメートルを超えるものを除く。別表第三
において「一斉開放弁」という。）

十二| 金属製避難はしご

十三| 緩降機

（自主表示対象機械器具等の範囲）

第四十一条（略）

一| 動力消防ポンプ

二| 消防用吸管

別表第一（第一条の二―第三条、第三条の三、第四条、第四条の二
の二―第四条の三、第六条、第九条―第十四条、第十九条、第二
十一条―第二十九条の三、第三十一条、第三十四条、第三十四条
の二、第三十四条の四―第三十六条関係）

(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準) 改正後

第29条の4 住宅用防災報知設備の感知器 (火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令 (昭和56年自治省令第17号。以下この章において「感知器等規格省令」という。)) 第2条第1号に規定するものをいう。以下この章において「感知器」という。) は、前条第1項各号に掲げる住宅の部分に設けること。
2 感知器は、前条第2項及び第3項に定める位置に設けること。
3 感知器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けること。

【別記4 参照】

4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項の検定対象機械器具等で令第37条第4号から第6号までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならぬ。

(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準) 改正前

第29条の4 住宅用防災報知設備の感知器 (火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令 (昭和56年自治省令第17号。以下この章において「感知器等規格省令」という。)) 第2条第1号に規定するものをいう。以下この章において「感知器」という。) は、前条第1項各号に掲げる住宅の部分に設けること。
2 感知器は、前条第2項及び第3項に定める位置に設けること。
3 感知器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けること。

【別記4 参照】

4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項の検定対象機械器具等で令第37条第7号から第7号の3までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならぬ。

議案第 85 号

流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
流山市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。
平成 25 年 月 日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 消防法施行令の一部改正による条項の移動に伴い、流山市火災予防条例が引用する同令の条項との整合を図るためである。

